

県有財産の一般競争入札説明書

(令和7年12月1日付け公告分)

入札に参加される方は、物件調書等をよくお読みのうえ、参加してください。

- 入札は、申請から入札までを郵送によって行います。
- 入札に参加を希望する方は、事前に入札の参加申請書を提出していただく必要があります。(受付期間：令和7年12月1日(月)から令和8年1月9日(金)まで(必着))
- 入札に関する用紙は必ず9ページから13ページをコピーして使用してください。

なお、本説明書内の用紙は申請者が単独の場合の様式になっていますので、申請者が連名の場合は、住宅営繕事務所まで事前に別途お問い合わせください。

神奈川県

住宅営繕事務所

目次

	ページ
1 入札物件.....	1
2 入札に参加することができない者.....	1
3 契約を締結することができない者.....	1
4 入札参加申請.....	1
5 現地説明会.....	2
6 入札保証金.....	2
7 入札に係る質問について.....	3
8 入札期限及び提出書類.....	3
9 入札書の注意事項.....	3
10 開札.....	4
11 入札の無効.....	4
12 落札者の決定.....	4
13 再度の入札.....	5
14 契約の締結及び契約保証金.....	5
15 売買代金の支払方法.....	5
16 所有権の移転及び、費用負担.....	6
17 その他の注意事項.....	6
18 入札結果の公表.....	7
19 問合せ先等.....	7
様式集.....	8
封筒の記載例.....	14
県有財産売買契約書（案）.....	17
物件調書.....	21

1 入札物件

物件番号	物件名 所在地(地番)	地目等	土地：地積 (㎡：実測)	予定価格 (千円)	用途地域等
1	追浜厚生団地 横須賀市追浜本町2丁目59番8	宅地	2,320.48	<u>265,000</u>	第一種中高層 住居専用地域
2	三崎団地 三浦市三崎町諸磯字けら田1911番	宅地	3,161.42	<u>35,408</u>	第一種中高層 住居専用地域
3	港北吉田町団地 横浜市港北区新吉田東5丁目1518番160	宅地	113.89	<u>30,200</u>	第一種低層 住居専用地域

注1 物件の詳細については、別添の物件調書をご覧ください。

注2 本件に係る売買契約は非課税取引です。

注3 上記の物件について、入札中止、内容変更をすることがあります。

2 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 地方自治法第238条の3の規定に該当する者

3 契約を締結することができない者

神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第2号から第5号までに該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）

4 入札参加申請

入札に参加を希望する方は、事前に物件番号ごとに入札の参加申請書を提出していただく必要があります。

- (1) 提出期間

令和7年12月1日（月）から令和8年1月9日（金）17時 **（必着）**

※書留、簡易書留又はレターパックにて郵送してください。

※持参による提出はできません。

- (2) 提出書類（提出部数1部）

県有財産一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）

（用紙は必ず本説明書の9ページをコピーして使用してください。）

また、申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。

注4 複数の物件に参加を希望する場合は、1件ごとに申請書を提出してください。

- (3) 提出方法

提出期間内に、提出書類を「19 問合せ先等」の「(1) 入札手続に関する問合せ先及び入札書類の提出場所」に書留、簡易書留又はレターパックにて郵送してください。

なお、持参による提出はできません。

(4) 参加申請後

申請を受け付けた場合は、住宅営繕事務所管理課から、入札保証金に係る歳計外現金納付書・領収書を送付します。令和8年1月16日（金）までに書類が届かない場合は、住宅営繕事務所管理課（045-285-0856）までご連絡ください。

(5) 申請書の受付

提出書類の確認後、申請書に受付印を押し、その写しを返送します。また、申請書受付後であっても、不正等が判明した場合は入札に参加できませんので注意してください。

(6) 連名による入札参加申請後の辞退

連名による入札参加申請の場合、一部の方のみの辞退は認められません。申請者全員の連名により入札期限までに辞退届（任意様式）を提出する必要があります。

5 現地説明会

物件の現地説明は、次のとおり行います。

説明会の参加を希望される場合は、令和7年12月9日（火）の17時までに電子メールにて、下記メールアドレスまで送付してください。参加の連絡が無い場合は、開催いたしません。

件名：「県有財産売払い入札案件の現地説明会」

宛先：jyuei-kouyuchi.u8gu@pref.kanagawa.lg.jp

記載内容：社名、担当者名、連絡先電話番号、参加者数

物件 番号	物件名 所在地（地番）	日 時
1	追浜厚生団地 横須賀市追浜本町2丁目59番8	令和7年12月15日（月） 14時30分～15時30分
2	三崎団地 三浦市三崎町諸磯字けら田1911番	令和7年12月17日（水） 14時30分～15時30分
3	港北吉田町団地 横浜市港北区新吉田東5丁目1518番160	令和7年12月19日（金） 14時30分～15時30分

注5 駐車場はありませんので、お車での来場はご遠慮ください。

6 入札保証金

入札保証金は予定価格の100分の5です。入札保証金の納付方法及び還付方法については、次のとおりです。

(1) 住宅営繕事務所管理課から送付する「歳計外現金納付書・領収書」で、入札保証金を指定金融機関等に納付し、「歳計外現金納付書・領収書」の写しを入札書と一緒に入札期限までにご郵送ください。その他の方法については神奈川県財務規則（昭和29年2月1日神奈川県規則第5号）によります。

(2) 入札保証金の還付請求は、「入札保証金返還請求書」を、入札書と一緒に郵送いただくか、又は開札後に別途ご郵送ください（用紙は必ず本説明書10ページをコピーして使用してください。）

※ 落札者が納付した入札保証金は、申出により契約保証金に充当することもできます。（「14 契約の締結及び契約保証金」参照）

- ※ 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、県に帰属することになります。
- ※ 落札者以外の者が納付した入札保証金は、落札決定後、県が所定の手続きを行った後に指定された口座へ振込みます（開札日から6週間程度の日数を要します。）。
- ※ 複数の物件に入札する場合は、入札保証金を物件ごとに納付してください。

7 入札に係る質問について

- (1) 受付方法：電子メールにて、下記メールアドレスまで送付してください。
件名：「県有財産売払い入札案件に係る問合せ」
宛先：jyuei-kouyuchi.u8gu@pref.kanagawa.lg.jp
- (2) 受付期間
令和7年12月1日（月）～令和7年12月24日（水）17時まで
※ 受付期間後に到着した質問につきましては、回答いたしません。
※ 入札参加申請を行う者（申請者、責任者、担当者（予定を含む。））のメールアドレスから送信してください。
- (3) 回答方法：質問受付後、電子メールにて質問者宛に随時回答いたします。

8 入札期限及び提出書類

入札をする場合は、入札期限までに「19 問合せ先等」の「(1) 入札手続に関する問合せ先及び入札書類の提出場所」に以下の書類を書留、簡易書留又はレターパックにて郵送してください。
なお、持参による提出はできません。

入札期限：令和8年1月26日（月）17時（必着）

提出書類	説明
入札書	用紙は必ず本説明書の11ページをコピーして使用してください。提出の際は、 <u>中封筒に封入封緘して郵送してください。</u>
申請書の <u>写し</u>	県が受付印を押印した申請書の <u>写し</u> を郵送してください。
入札保証金納付書の領収書（「歳計外現金納付書・領収書」）の <u>写し</u>	別途送付する歳計外現金納付書・領収書により納付した後、領収書の <u>写し</u> を郵送してください。 <u>原本は郵送しないでください。</u>
入札保証金返還請求書	入札保証金を返金する際に必要になります。用紙は必ず本説明書の10ページをコピーして使用してください。 入札書と一緒に郵送いただくか、又は開札後に別途ご郵送ください。

9 入札書の注意事項

- (1) 入札書（用紙は必ず本説明書の11ページをコピーして使用してください。）に必要な事項をボールペン（消せるボールペンは不可）又は万年筆で記載し、記名（法人の場合は、法人名、代表者

の役職及び代表者氏名) うえ、必ず中封筒に封入封緘してご郵送ください。

- (2) 入札金額は、入札書に右詰めで、物件の金額を算用数字で表示し、最初の数字の前に「㍿」を記入してください。また、金額については、訂正できません。
- (3) 申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。
- (4) 事由のいかんにかかわらず提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

10 開札

開札日時及び場所は次のとおりです。

また、入札期限までに郵送された入札書により開札を行いますので、申請者による立ち合いは不要ですが、開札の立ち合いを希望される場合は、次の日時・場所に直接お越しください。

※身分証明書(免許証等)をお持ちの上、県有財産一般競争入札参加申請書に記載する申請者本人がお越しください。(申請者本人以外は立ち会うことができません。)

開札日時 令和8年2月2日(月)

物件番号1:10時00分

物件番号2:10時30分

物件番号3:11時00分

開札場所 神奈川県住宅供給公社ビル4階 401・402会議室
(住所 神奈川県横浜市中区日本大通33)

11 入札の無効

次の各号に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加することができない者がした入札
- (2) 入札の前に入札保証金を納付していない者の入札
- (3) 中封筒に封入封緘されていない入札書を提出した入札
- (4) 入札書の記載事項が不明な入札、入札書に申請者の記名のない入札、記載すべき事項の記載のない入札
- (5) 金額欄に金額のないもの、金額が読みとれないもの、金額が訂正してあるもの、金額の最初の数字の前に「㍿」の記入がないもの、入札金額が不明な入札書を提出した入札
- (6) 条件を付した入札書を提出した入札
- (7) 1物件につき、1人で2通以上の入札書を提出した入札
- (8) 1物件につき、1人で他人の代理も兼ねて参加した者又は1人で2人以上(複数者による共同所有を希望する場合を除く。)の代理をした者の入札
- (9) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者の入札
- (10) 申請者び法人役員が暴力団等に該当する者の入札
- (11) 前各号に定めるもののほか、本説明書に記載する入札に関する条件に違反した入札

12 落札者の決定

- (1) 県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札をした申請者を落札候補者とします。
ただし、最高額の入札をした者が2者以上あるときは、申請者が立会う時は当該申請者、立会者がいない場合は入札に関係ない神奈川県職員にくじを引かせて落札候補者を決定します。
落札候補者には、落札候補者の決定通知を令和8年2月2日(月)までに県から発送します。
- (2) 落札候補者は、次のものを令和8年2月13日(金) 17時(必着)までに、「19 問合せ先等」の「(1) 入札手続に関する問合せ先及び入札書類の提出場所」にご郵送ください。

ア 神奈川県暴力団排除条例に係る誓約書

イ 履歴事項全部証明書（法人の場合（日本国内に商業登記がない外国法人の場合は、本国の管轄官庁が発行する証明書及びその日本語訳文）又は住民票（個人の場合）

※ 神奈川県暴力団排除条例に係る誓約書の用紙は、必ず本説明書の 12・13 ページをコピーして使用してください。

※ 提出書類は、開札日以後に発行されたものとしてください。

※ 期限までに書類の提出が無い場合は、落札候補者の入札を無効とします。

- (3) 県は警察本部に落札候補者及び法人役員が暴力団等に該当するかを照会します。その結果、該当しない場合は、落札候補者を落札者として決定し、落札者に対して、落札決定通知を令和 8 年 2 月 20 日（金）までに発送します。

なお、落札候補者及び法人役員が暴力団等に該当する場合は、落札候補者の入札を無効とし、書面にてその者に通知します。

- (4) 落札候補者の入札無効が確定した場合は、改めて、県の予定価格以上の価格で有効な入札をした申請者のうち、高額で入札した者から、順次、同様の落札者決定の手続きを進めますのでご承知おきください。

13 再度の入札

再度の入札は行いません。

14 契約の締結及び契約保証金

落札者は、落札決定通知のあった日から 7 日以内に別紙様式の県有財産売買契約書（案）（17～20 ページ）により契約を締結しなければなりません。

なお、売買契約締結までに、売買代金の 100 分の 10 に相当する金額以上の「契約保証金」を県の発行する納付書により納付してください。その際、入札保証金を契約保証金に充当することができます。契約保証金は、契約者が売買代金の支払いを行わないなど、契約者の義務を履行しない場合には、県に帰属することになります。

15 売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次の 2 通りの方法がありますので、いずれの方法によるかは落札決定後にお申し出ください。売買代金の支払方法については落札者に詳しく説明します。

- (1) 売買代金全額を納付する場合

売買契約締結後、県の発行する納入通知書により発行日の翌日から起算して 20 日以内に、売買代金全額を納付してください。

※ 契約保証金のほかに、売買代金全額をご用意いただくことになります。売買代金の完納を県が確認した後速やかに契約保証金の還付手続きを行います。

- (2) 売買代金の一部に契約保証金を充当する場合

売買契約締結時にお申し出いただくと、売買代金の一部に契約保証金を充当することができます。従いまして、契約締結後、県の発行する納入通知書により、その発行日の翌日から起算して 20 日以内に売買代金と契約保証金との差額を納付いただきます。県が納付を確認した後、契約保証金を売買代金に充当する手続きを行います。（手続きには 1 週間程度の日数を要します。）手続きの完了をもって、売買代金の完納となります。

※ 納付期限までに契約保証金との差額をご用意ください。

16 所有権の移転及び費用負担

- (1) 売買代金を完納したときに所有権の移転があったものとし、直ちに物件を現状のまま引き渡します。
- (2) 所有権の移転登記は、物件の引き渡し後、県が行います。
- (3) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

17 その他の注意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限ります。(添付・提示書類等が、日本語以外の場合は翻訳文を添えてください。)
- (2) 物件の所有について複数者による共同所有を希望する場合は、入札において共同所有する者全員での申し込みが必要です。あらかじめご相談ください。
- (3) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書をご参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。
なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。
- (4) 建物を建築するに当たっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市町村の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (5) 入札保証金及び契約保証金は、その受入期間について利子をつけません。
- (6) 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応いたしません。
- (7) 除却工事の対象とした構造物及びそれに付随する構造物以外の地中埋設物調査は実施いたしておりません。物件調書に記載されている地中埋設物並びに現地説明会時に説明した地中埋設物以外の地中埋設物が発見されたとしても県は契約不適合責任を負いません。
- (8) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認しておりません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応いたしません。
- (9) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、県は対応いたしません。
- (10) 物件によっては境界標識が失われている箇所がありますが、境界標識の確認・再設置及びその費用負担等については、県は対応いたしません。
- (11) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱（電信柱・電柱付属物・電線等を含む。）・支線・ゴミ置き場・道路設置物（ガードレール等）・道路標識（カーブミラー等を含む。）等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。
県ではこれらについて対応いたしません。
- (12) 物件の敷地内（地中を含む。）にゴミ・ガラ・碎石・切り株等が存在する場合がありますが、撤去及びその費用負担等については、県は対応いたしません。
- (13) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、県は対応いたしません。
- (14) 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っておりません。
- (15) 境界確認協議書がある場合は、契約者から交付依頼があった場合に限り、所有権移転後にその

写しを原本証明の上お渡しします（原本はお渡ししません。）。なお、道路との境界に関する書面については、県が所有している場合に限り、その写しをお渡しします。

- (16) 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがあります。

18 入札結果の公表

落札決定通知後（12 落札者の決定（3））、落札者名、落札金額及び入札者数を県ホームページにて公開しますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

なお、落札者が個人の場合は、個人名を非公開とし、落札金額のみを公開します。

19 問合せ先等

- (1) 入札手続に関する問合せ先及び入札書類の提出場所

神奈川県住宅営繕事務所 管理課

住所：〒231-0021 横浜市中区日本大通 33（神奈川県住宅供給公社ビル 4 階）

電話：045-285-0856（直通）

- (2) 入札物件に関する問合せ先

神奈川県住宅営繕事務所 建替調整・公有地整理課

住所：〒231-0021 横浜市中区日本大通 33（神奈川県住宅供給公社ビル 3 階）

電話：045-285-1020（直通）

様式集

県有財産一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

神奈川県住宅営繕事務所長 殿

申請者	住 所	
	(ふりがな) 氏 名 (法人の場合は法人名並びに 代表者の役職及び氏名)	
入札参加物件	物件番号 1 ・ 2 ・ 3	

※ 物件番号は「県有財産の一般競争入札説明書」の1ページ「入札一覧表」のうち入札に参加する番号に丸印を漏れなく記載してください。

担当者氏名		連絡先	
責任者氏名		連絡先	

※ 押印は不要です。「担当者」及び「責任者」の氏名・連絡先を明記してください。(同じ場合は「同上」と記載)

県有財産の一般競争入札（令和7年12月1日付け公告分）の一般競争入札に参加したく、申請します。

なお、次の事項については事実と相違ないことを誓約します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法第238条の3の規定に定められた公有財産に関する事務に従事する者でないこと
- (3) 入札の参加に当たっては、入札説明書、県有財産売買契約書（案）及び物件調書の内容を承知した上で参加します。

(注)

- 1 複数の物件に参加を希望する場合は、この用紙をコピーし、1件ごとに申請してください。
- 2 連名で入札の参加を申請する場合は、事前に別途お問い合わせください。

入札保証金返還請求書

令和 年 月 日

神奈川県住宅営繕事務所長 殿

(申請者)

住 所

氏 名 (法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名)

担当者氏名

連絡先

責任者氏名

連絡先

※押印は不要です。「担当者」及び「責任者」の氏名・連絡先を明記してください。(同じ場合は「同上」と記載)

入札参加物件	物件番号	1	・	2	・	3
--------	------	---	---	---	---	---

※ 物件番号は「県有財産の一般競争入札説明書」の1ページ「入札物件一覧表」のうち入札に参加する番号に丸印を漏れなく記載してください。

金 円

県有財産の一般競争入札（令和7年12月1日付け公告分）の入札保証金として納付したので、下記振込先に振り込んでください。

振込先

金融機関名	銀行・信用金庫							支店
預金種別	普通		当座		その他（ ）			
口座番号 (右詰め)								
(フリガナ)								
口座名義人								

(注)

- 複数の物件に入札する場合は、この用紙をコピーして1件ごとに作成してください。
- 申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。

入 札 書

令和 年 月 日

神奈川県住宅営繕事務所長 殿

(申請者)

住 所

氏 名 (法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名)

担当者氏名

連絡先

責任者氏名

連絡先

※押印は不要です。「担当者」及び「責任者」の氏名・連絡先を明記してください。(同じ場合は「同上」と記載)

物 件 番 号	金 額										
	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	一
1 ・ 2 ・ 3											

※ 物件番号は「県有財産の一般競争入札説明書」の1ページ「入札物件一覧表」のうち入札に参加する番号に丸印を漏れなく記載してください。

県有財産の一般競争入札説明書（令和7年12月1日付け公告分）の記載内容を承知のうえ上記のとおり入札します。

(注)

- 1 必要事項は、ボールペン（消せるボールペンは不可）又は万年筆で記載し、記名のうえ、ご郵送ください。
- 2 入札金額は、入札書に右詰めで、算用数字で表示し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。また、金額については、訂正できません。
- 3 複数の物件に入札する場合は、この用紙をコピーして1件ごとに使用してください。
- 4 申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。
- 5 事由のいかんにかかわらず提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

神奈川県暴力団排除条例に係る誓約書

令和 年 月 日

今般、神奈川県住宅営繕事務所の県有財産の一般競争入札に参加するに当たっては、神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までに該当する者及びこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことを誓約します。

また、神奈川県住宅営繕事務所が、上記内容を確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

なお、代表者以外に記載した者についても、個人情報の提供及び神奈川県警察本部への照会について本人の同意を得ております。

神奈川県暴力団排除条例（抜粋）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（略）

(2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

(3) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

(4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。

(5) 暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

（略）

1 入札参加物件

物件番号 1 ・ 2 ・ 3 物件名

※ 物件番号は「県有財産の一般競争入札説明書」の 1 ページ「入札物件一覧表」のうち入札に参加する番号に丸印を漏れなく記載してください。

2 申請者

住 所

氏 名（法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名）

担当者氏名

連絡先

責任者氏名

連絡先

※押印は不要です。「担当者」及び「責任者」の氏名・連絡先を明記してください。（同じ場合は「同上」と記載）

（フリガナ） 代表者氏名	生年月日 (明治 M, 大正 T, 昭和 S, 平成 H)	性別 (男・女)	住 所

3 法人役員（取締役、監査人、監査法人等履歴事項全部証明書に記載されている者）

[illegible]

封筒の記載例

封筒の宛名記載例 (表面) 入札参加申請

入札参加申請書

切手

〒 2 3 1 — 0 0 2 1

神奈川県住宅営繕事務所管理課
宛

横浜市中区日本大通33

入札参加申請書在中

※封筒の裏面には差出人氏名・住所を記載してください。
※郵送手続きや料金等は郵便局にお問い合わせください。

封筒の宛名記載例 (表面) 入札書提出

(①外封筒：送付用)

(②中封筒：入札書封入用)

切手

〒 231 - 0021

横浜市中区日本大通 33

神奈川県住宅営繕事務所管理課 宛

入札書在中

①に②を入れる。

入札書

氏名・住所 (ゴム印・スタンプ可)

県有財産の一般競争入札
(令和7年12月1日付け公告分)
物件番号〇

①に③を入れる。

③・入札参加申請書 (写し)
・歳計外現金納付書・
領収書 (写し)
・入札保証金返還請求書
(開札後の送付でも可)

※①外封筒には、②中封筒、③入札参加申請書の写し、歳計外現金納付書・領収書のコピー、入札保証金返還請求書（開札後の送付でも可）を入れてください。

※②中封筒には、入札書のみを入れて必ず封をしてください。

※①外封筒の裏面には、差出人氏名・住所を記載してください。

※郵送手続きや料金等は郵便局にお問い合わせください。

県有財産売買契約書（案）

神奈川県住宅営繕事務所長 ○○ ○○（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産の売買契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有する別紙物件目録記載の県有財産（以下「売買物件」という。）を乙へ売り渡し、乙はこれを買受ける。

（売買代金）

第2条 売買代金は、金<落札金額>円とする。ただし、土地に付随する建物、工作物及び立木等の価格は0円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、契約保証金として金<契約保証金>円を、この契約締結の日までに甲の発行する納付書により神奈川県指定金融機関等に納入するものとする。

2 前項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償の額又はその一部としないものとする。

3 乙が本契約に定める義務を履行しないときは、第1項の契約保証金は甲に帰属するものとする。

（売買代金の納入）

第4条 乙は、第2条の売買代金を甲の発行する納入通知書により発行日から20日以内に神奈川県指定金融機関等に納入するものとする。

2 甲において、第3条第1項の契約保証金を第2条の売買代金の一部に充当できるものとする。

（違約金）

第5条 乙は、第2条に定める売買代金の納入を遅延したときは、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、当該納入金額につき年2.5パーセントの割合で計算した額の違約金を甲の発行する納入通知書によりその指定する期日までに神奈川県指定金融機関等に納入するものとする。

（所有権移転時期）

第6条 売買物件の所有権移転時期は、乙が第4条第1項に定める売買代金を完納したときとする。ただし、前条により違約金が賦課された場合には、その違約金を完納したときとする。

（登記の嘱託）

第7条 乙は、前条により売買物件の所有権が移転した後、甲に対し所有権移転の登記を請求するものとし、甲はその請求により所有権移転の登記を所轄法務局に嘱託するものとする。

2 前項の所有権の移転登記に要する登録免許税は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第8条 甲は、第6条により所有権が移転した後、売買物件を現況のまま乙に引渡すものとする。

（危険負担）

第9条 乙は、売買物件が、この契約締結後引渡しまでの間に、甲の責に帰することができない事由により、滅失又は毀損した場合には、甲に対して売買代金の減免、若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約不適合)

第 10 条 乙は、この契約締結後、売買物件に土壤汚染、地中埋設物、面積の不足その他契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、甲に対して、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(契約の解除)

第 11 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、何らの催告を要せずこの契約を解除することができるものとする。

2 甲は、警察本部からの通知等に基づき、乙が、神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号から第 5 号（以下「暴力団等」という。）までに該当すること及び条例第 23 条に違反したこと並びに暴力団等と密接な関係を有することが判明したときは、この契約を解除しなければならない。この場合において、解除により乙に損害が生じて、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(条例の遵守及び用途制限等)

第 12 条 乙は、条例を遵守し、この契約の締結日から 10 年間、本売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本売買物件を第三者に譲渡し、若しくは本売買物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

(実地調査等)

第 13 条 甲は、前条に定める乙の義務の履行状況について随時実地を調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、正当な理由がなくて前項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は前項の報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(用途制限義務及び実地調査等の違反に対する措置)

第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、売買代金の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として乙に請求することができる。なお、当該違約金は、違約罰と解釈するものとする。

(1) 第 11 条第 2 項の規定により、甲が契約を解除したとき。

(2) 第 12 条の規定に違反したとき。

(3) 前条第 2 項の規定に違反して正当な理由がなくて同条第 1 項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の報告若しくは資料の提出を怠ったとき。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 15 条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力などをしなければならない。

(損害賠償)

第 16 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払うものとする。

(有益費等請求権の放棄)

第 17 条 乙は、この契約を解除された場合において、売買物件に投じた有益費、必要費又はその他の費用があってもこれを甲に請求しないものとする。

(返還金及び利息)

第 18 条 甲は、この契約を解除したときは、収納済の売買代金を乙に返還するものとする。ただし、この場合利息は付さないものとする。

(乙の原状回復義務)

第 19 条 乙は、甲が第 11 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させる必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならないものとする。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならないものとする。

3 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならないものとする。

(印紙税の負担)

第 20 条 この契約の締結に必要な印紙税は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務)

第 21 条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行するものとする。

(相隣関係等への配慮)

第 22 条 乙は、売買物件の引き渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。

(疑義等の決定)

第 23 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 24 条 この契約について、訴訟等が生じたときは、甲の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書を 2 通作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 横浜市中区日本大通 33
神奈川県住宅営繕事務所長
〇〇 〇〇

乙 住所

氏名

別紙

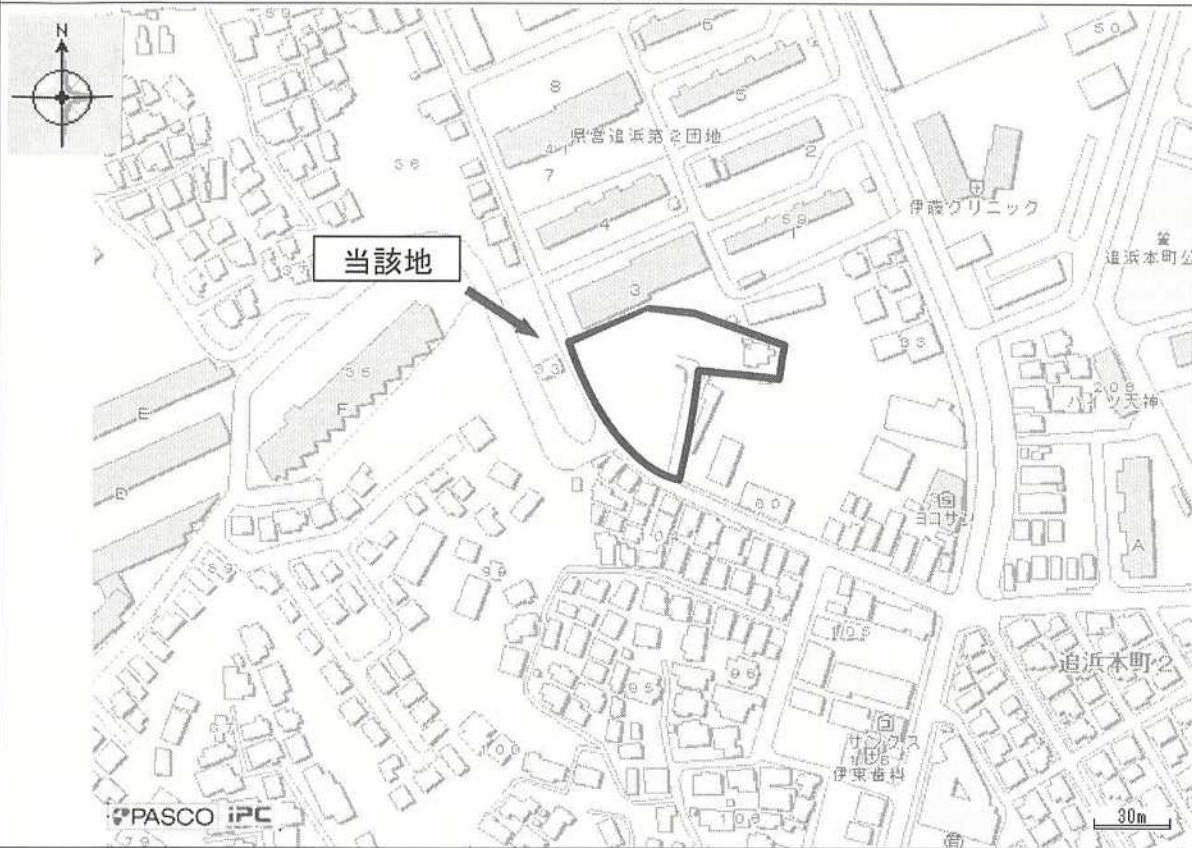
物 件 目 録

所在地	地目	面積	備考
			付随する工作物、立木 等一式

物件調書

物 件 調 書					物件番号 1			
物 件 名		追浜厚生団地						
所 在 地		横須賀市追浜本町 2 丁目 59 番 8						
住 居 表 示		横須賀市追浜本町 2 丁目 59 番 8						
地 積（実測）		2, 320. 48㎡	地 目	宅 地	形 状	不整形地		
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造		南西側が幅員6mの市道（建築基準法第42条第1項第1号道路）に接しています。 敷地内の東側に幅員4mの建築基準法第42条第1項第5号道路が存します。 道路とほぼ等高な南東方向に下がっている土地となっています。						
法令等に基づく制限	都市計画法 ・ 建築基準法	都市計画区域内、市街化区域						
		用途地域	第1種中高層住居専用地域					
		指定建ぺい率	6 0 %		指定容積率	2 0 0 %		
		その他規制	準防火地域 （その他規制の詳細は、県横須賀土木事務所及び横須賀市にお問い合わせください。）					
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地域の有無	無					
	その他の法律	県横須賀土木事務所及び横須賀市にお問い合わせください。						
私道の負担等 に関する事項		負 担 の 有 無	有		供 給 処 理	電 気	可	
		負 担 の 内 容	建築基準法第42条第1項 第5号道路			施 設 の 状 況	上 水 道	可
							下 水 道	可
							都 市 ガ ス	可
交 通 機 関		鉄 道 バ ス	京浜急行線「追浜駅」北東約1, 000m（道路距離）					
参 考 事 項		○既存建物は令和5年に解体撤去実施済です。 ○敷地には、東京電力、N T T の電柱、東京電力の地下ケーブル、横須賀市の防犯灯等が存置しています。 ○上水道の公設管が南西側道路下に配管されています。 ○下水道の公設管が南西側道路下に配管されています。 ○都市ガスは、南西側道路下に敷設されています。 ○敷地には、工作物、樹木、電柱等が存置されています。また、配水管が敷地内北側に配管されています。 ○その他の存置物件、工作物等は、現地において確認してください。 ○西側敷地の一部が土砂災害警戒区域に指定されています。 ○敷地については、土壌汚染調査・地耐力調査・埋設物調査は実施しておりません。						

案内図



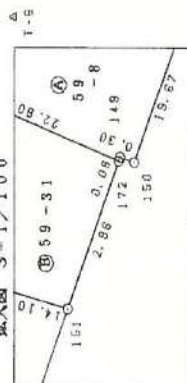
案内図（広域）



座標求積表

總計面積	2390.585887 m ²
------	----------------------------

点番号	境界区類別	X 座 標	Y 座 標
T-3	鉄 筋	-75293.199	-18927.470
T-4	木 杭	-75286.187	-18555.123
T-5	鉄 杭	-75286.169	-18675.326
T-6	鉄 杭	-75319.884	-18667.131
12-1	パレンテ	-75329.956	-18595.566
10A35	金 網	-75340.089	-18633.604
10A36	金 網	-75374.784	-18564.370

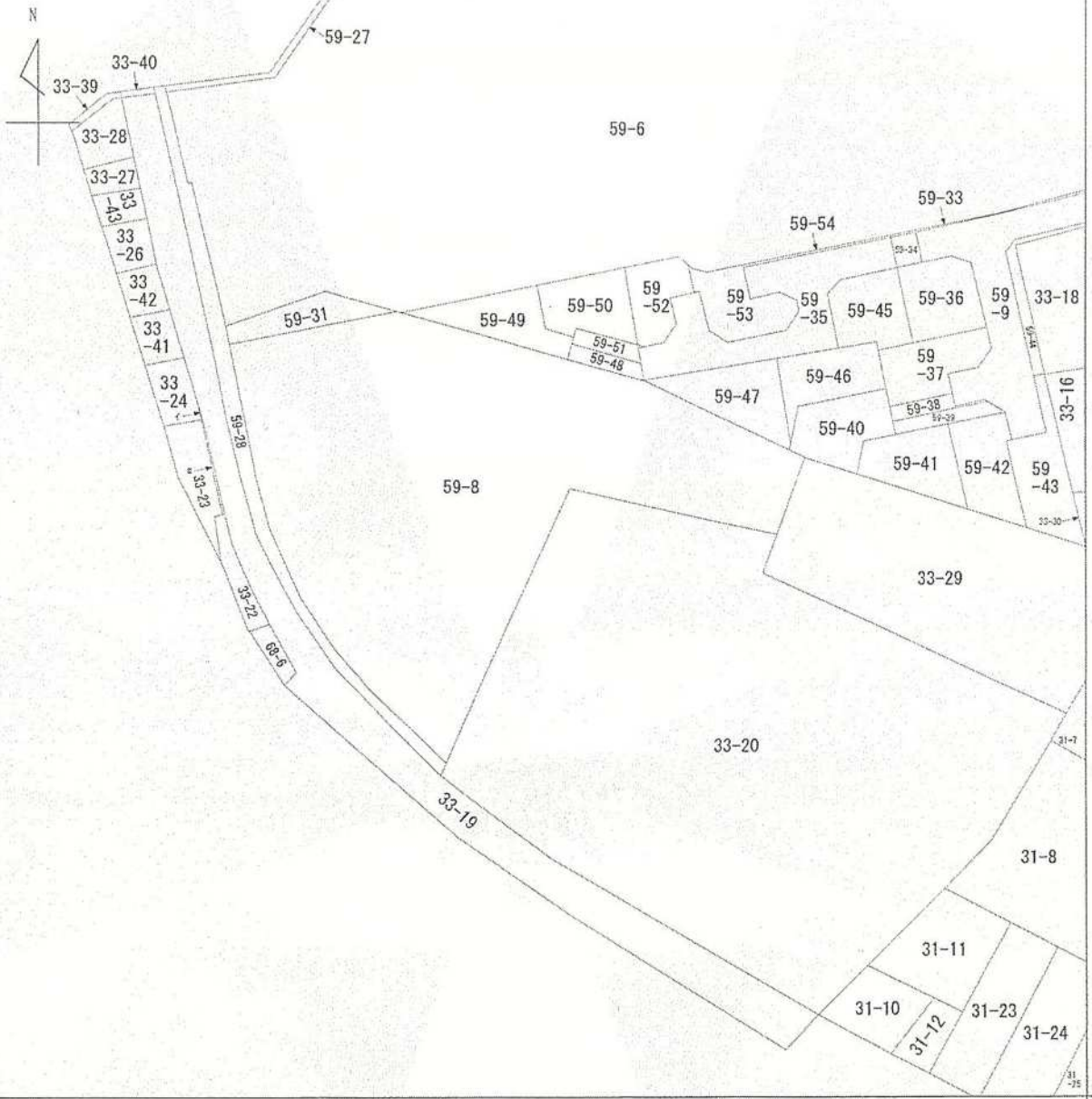


洲	地	系	世界海地区(海地区2011)
座	標	系	DX 系
西曆年	月	日	平成26年8月25日

西曆年月日	平成26年 8月25日
-------	-------------

明細図・物件概要図

33-37
33-38



物 件 調 査

物件番号 2

物 件 名		三 崎 団 地					
所 在 地		三浦市三崎町諸磯字けら田1911番					
住 居 表 示		三浦市三崎町諸磯字けら田1911番					
地 積（実測）		3,161.42㎡	地 目	宅 地	形 状	不整形地	
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造		北側が幅員3.2mの市道（建築基準法第42条第2項道路）に接しており、北側境界から約1mの範囲については、セットバックによる道路敷となっています。 敷地内の西側から中央部分にU字状及び北東部の一部に幅員4mの建築基準法第42条第1項第5号道路が存します。 道路とほぼ等高な平坦な土地となっています。					
法令等に基づく制限	都市計画法 ・ 建築基準法	都市計画区域内、市街化区域					
		用途地域	第1種中高層住居専用地域				
		指定建ぺい率	60%		指定容積率	200%	
		その他規制	防火指定なし（建築基準法第22条区域）、風致地区 その他規制の詳細は、県横須賀土木事務所及び三浦市にお問い合わせください。				
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地域の有無	無				
	その他の法律	県横須賀土木事務所及び三浦市にお問い合わせください。					
私道の負担等 に関する事項		負担の有無	有		供給処理 施設の状況	電 気	可
		負担の 内 容	北側接面道路(幅員約4m)の一部に敷地が含まれる。 敷地西側の一部、中央及び東側に建築基準法第42条第1項第5号道路あり。	上 水 道		可	
				下 水 道		不可	
				都 市 ガ ス		不可	
交 通 機 関		鉄 道 バ ス	京浜急行線「三崎口駅」南西約4.5km				
参 考 事 項		○北側道路下に上水道の公設管が、敷地中央の位置指定道路下に県有の私設管及び民有地の引込管が配管されており、県有私設管は引渡しの対象となります。 ○神奈川県作成「津波浸水予想図」において浸水深さ5m～10mの区域に該当します。 ○敷地には、東京電力、N T Tの電柱、三浦市のカーブミラー、防犯灯等が存置しています。 ○その他の存置物件、工作物等は、現地において確認してください。 ○敷地については、土壌汚染調査・地耐力調査・埋設物調査は実施しておりません。					

案内図



案内図（広域）



明細図・物件概要図

座標求積表

地 點	1911	X_n	Y_n	$(X_n + 1 - X_{n-1}) Y_n$	距 離
P105		-93778.532	-19374.012	809960.952156	40.134
K107		-93816.081	-19359.847	1477969.439674	41.567
K100		-93854.874	-19344.916	732901.487576	6.285
K108		-93853.967	-19339.709	-68462.563800	7.255
K109		-93851.324	-19332.949	-65519.364161	2.071
P130		-93850.678	-19331.021	-84302.592581	5.433
P111		-93846.873	-19326.958	-104945.371080	2.176
K112		-93845.146	-19325.771	-70403.783753	1.843
P113		-93843.530	-19325.471	-149879.145540	6.336
P114		-93837.408	-19323.209	-198988.597106	4.682
K115		-93832.985	-19324.745	-97512.963270	1.522
K116		-93832.362	-19323.356	-116867.657088	6.591
K117		-93828.957	-19319.613	-145668.892020	5.599
K118		-93824.822	-19314.429	-144916.150797	5.397
K119		-93819.434	-19314.737	-947619.926694	43.715
P102		-93775.760	-19316.638	-863367.135410	1.022
P101		-93774.739	-19316.671	53545.812012	57.472
			倍 面 積	6322.952069	
			面 積	3161.4260345	
			地 積	3161.42	而

[illegible]

座 標 リ ス ト

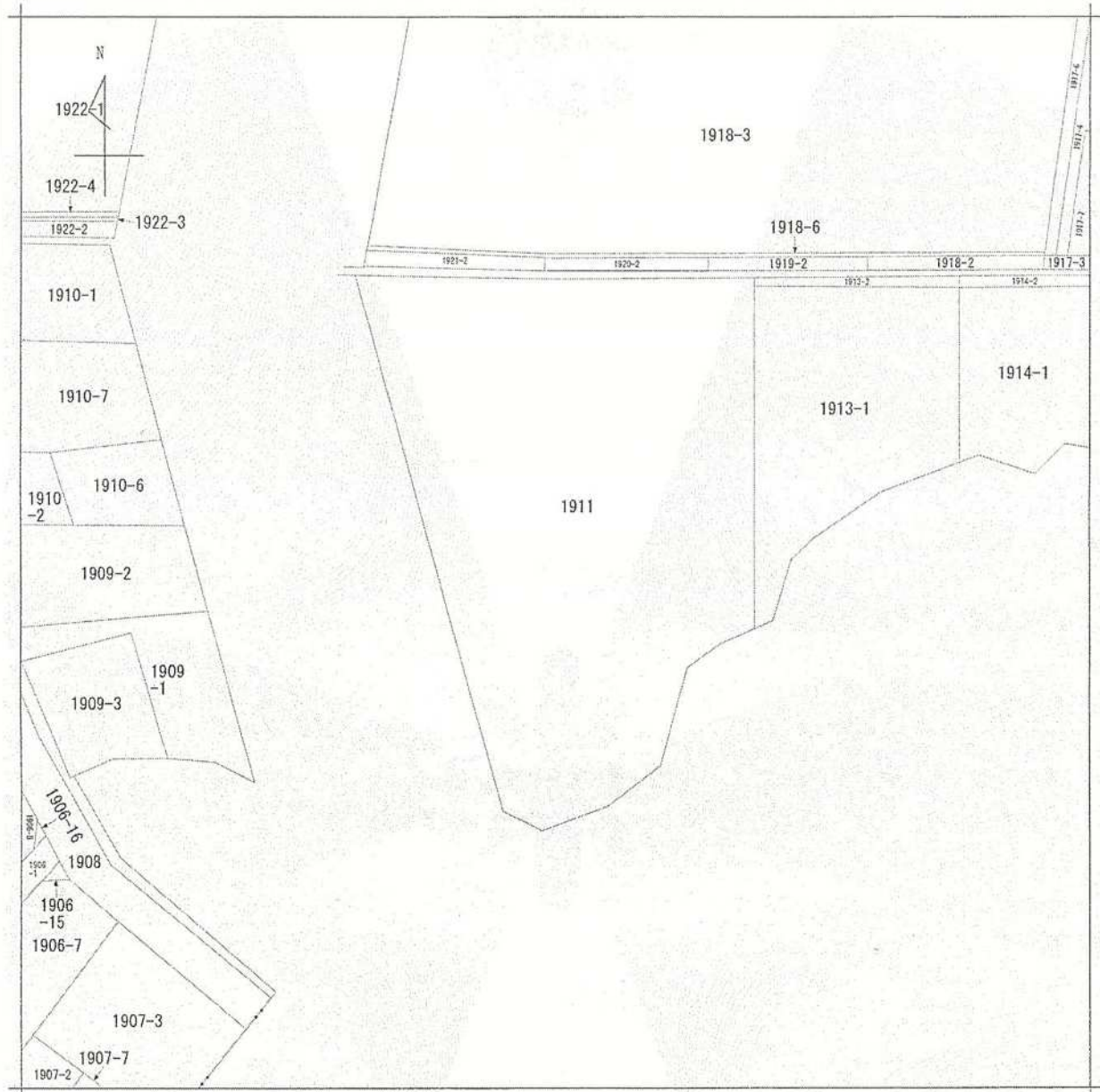
点 名	X	座 标	Y	座 标
PI100	-93773.306		-19330.473	
PI103	-93775.573		-19370.447	
PI104	-93775.121		-19370.401	
T-1	-93775.729		-19372.244	
渠庄-5	-93777.235		-19336.276	
渠庄-6	-93857.103		-19336.797	
渠庄-6-1	-93824.968		-19329.873	

緊測量年月日 平成22年11月30日

※世界測地系による。

系平面直角坐标系: Ox

明細図・物件概要図



物 件 調 書

物件番号 3

物 件 名		港北吉田町団地					
所 在 地		横浜市港北区新吉田東 5 丁目1518-160					
住 居 表 示		横浜市港北区新吉田東 5 丁目 1 - 6					
地 積（実測）		113.89㎡	地 目	宅地	形 状	整形地	
接 面 道 路 の 幅員及び構造		西側が市道（建築基準法第42条第1項道路）に接しています。 道路とほぼ等高な平坦な土地となっています。					
法令等に基づく制限	都市計画法 ・ 建築基準法	市街化区域					
		用途地域	第 1 種低層住居専用地域				
		指定建ぺい率	5 0 %		指定容積率	1 0 0 %	
		その他規制	準防火地域 (その他規制の詳細は、横浜市にお問い合わせください。)				
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地域の有無	無				
	その他の法律	河川保全区域(河川法、規制の詳細は国京浜河川事務所にお問い合わせください。)					
私道の負担等 に関する事項	負 担 の 有 無	無			供 給 処 理 施設の状況	電 気	可
	負 担 の 内 容	—	上 水 道	可			
			下 水 道	可			
			都 市 ガ ス	可			
交 通 機 関	鉄 道 バ ス	東急東横線「綱島駅」北西約1.1km（道路距離）					
参 考 事 項	○既存建物は令和3年に解体撤去実施済(ただし建物基礎の一部が地下埋設物として存置)です。 ○上水道の公設管が西側道路下に配管されています。 ○下水道の公設管が西側道路下に配管されています。 ○都市ガスが西側道路下に敷設されています。 ○横浜市作成の港北区洪水ハザードマップにおいて、3.0～5.0mの浸水想定区域に該当しています。 ○その他の存置物件、工作物等は、現地において確認してください。 ○敷地については、土壌汚染調査・地耐力調査・埋設物調査は実施しておりません。						

案内図



案内図（広域）



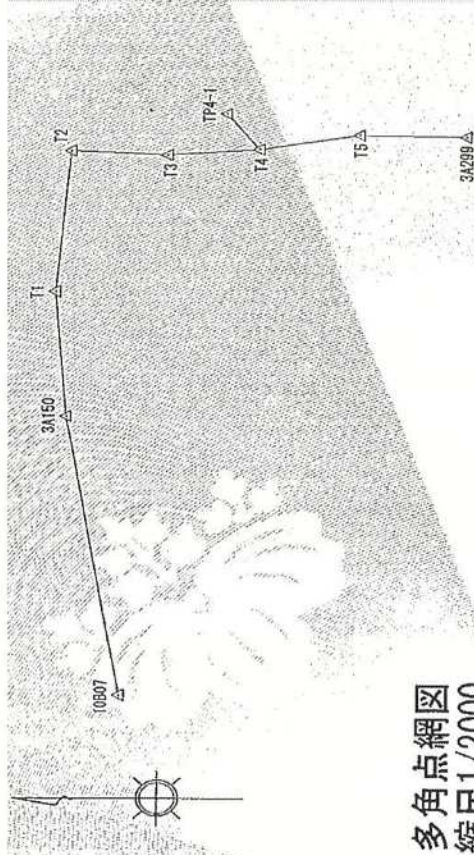
座標求積表

地番	1518-160				
測点	X _n	Y _n	(X _{n+1} - X _n -1)Y _n	種	別
K8	-50881.209	-18848.427	-269777.535651	民コンクリート杭	
P4	-50880.477	-18840.075	-246522.381375	民コンクリート杭	
P2	-50894.294	-18839.296	269546.843648	民プレート	
P7	-50894.790	-18847.495	-246619.472075	民コンクリート杭	
		倍面積	-227.782703		
		面積	113.8913515		
		地積	113.89		m ²

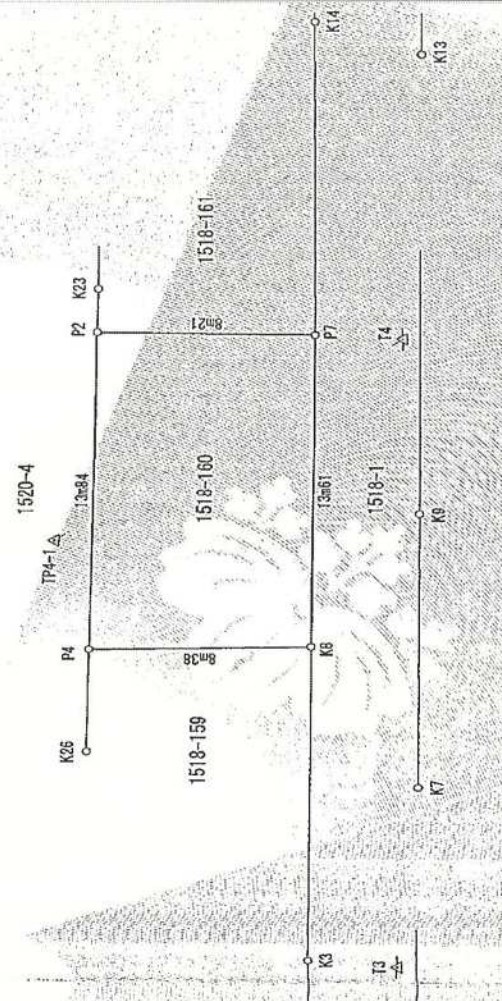
座標一覧表

点 名	X	座 標	Y	座 標	種 別	名 称
10807	-50854.093	-19041.408	金属標			街区多角点
3A150	-50837.225	-18944.173	板			街区補助点
3A299	-50857.559	-18846.207	板			街区補助点
T1	-50833.779	-18900.563	板			トラバース点
T2	-50838.299	-18851.419	板			トラバース点
T3	-50867.418	-18852.799	板			トラバース点
T4	-50894.857	-18850.835	板			トラバース点
T5	-50825.229	-18845.692	板			トラバース点
TP4-1	-50855.142	-18838.385	板			トラバース点
K3	-50867.477	-18849.401	市街地杭			横浜市道道路境界線
K7	-50875.349	-18852.954	市街地杭			横浜市道道路境界線
K9	-50887.298	-18852.055	市街地杭			横浜市道道路境界線
K13	-50907.244	-18850.579	市街地杭			横浜市道道路境界線
K14	-50908.371	-18846.443	市街地杭			横浜市道道路境界線
K23	-50896.184	-18839.169	国コンクリート杭			河川境界線
K26	-50875.011	-18840.327	国コンクリート杭			河川境界線

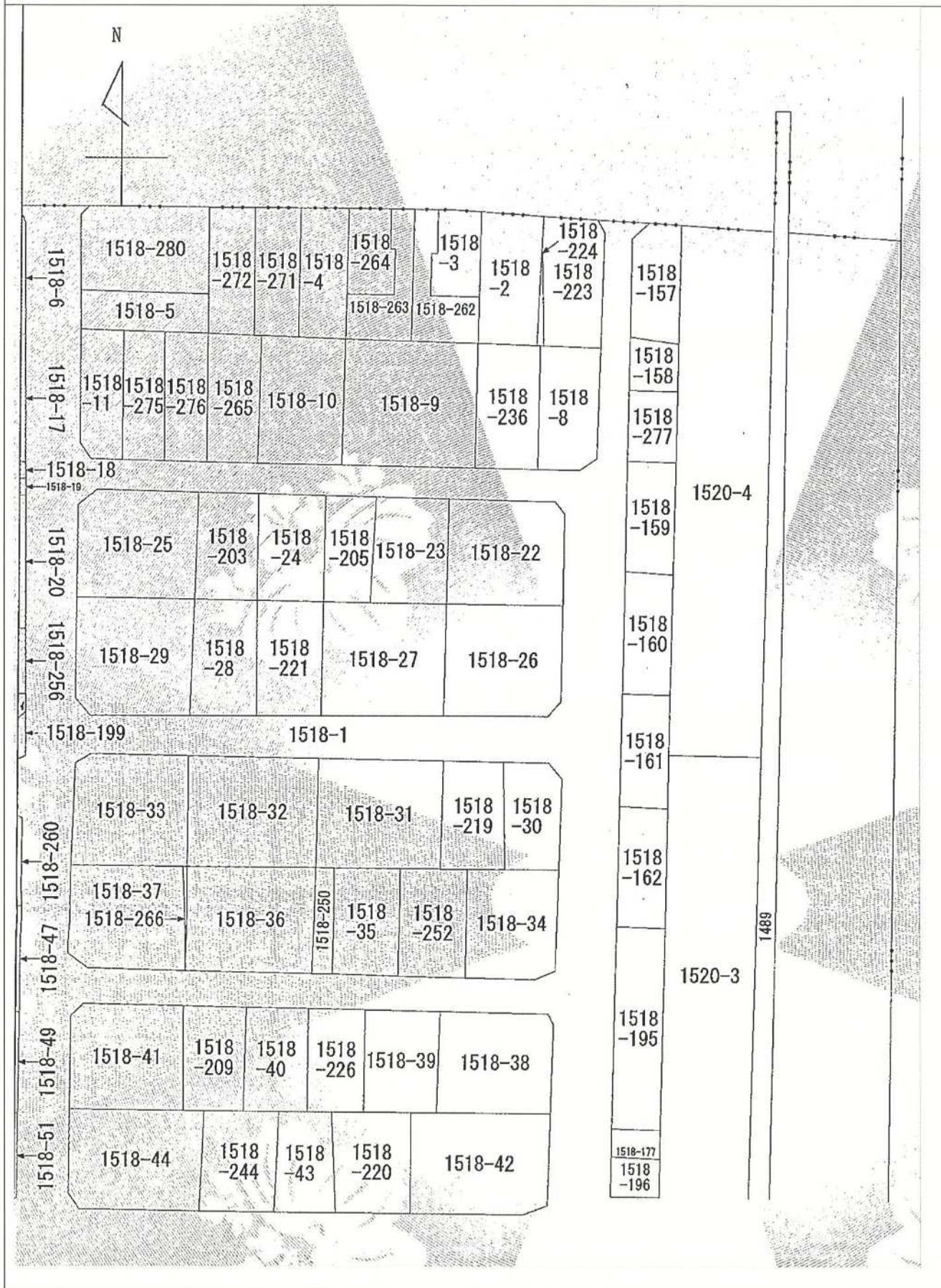
測地座標系	任意座標(世界測地系 測地成果2000区系)
平均縮尺係数	0.999904
基準点測量年月日	令和3年9月29日
一等地測量年月日	令和4年1月18日



多角点網図
縮尺1/2000



明細図・物件概要図



記載例

以下は、物件番号 1 の物件に参加申請・入札する場合の記載例です。

県有財産一般競争入札参加申請書

令和〇年〇月〇日

神奈川県住宅営繕事務所長 殿

申請者	住 所	横浜市中区日本中通〇丁目〇-〇
	(ふりがな) 氏 名 (法人の場合は法人名並びに 代表者の役職及び氏名)	かぶしきがいしゃ かながわしょうじ 株式会社 神奈川商事 だいいしょうとりしまりやく かながわ たろう 代表取締役 神奈川 太郎
入札参加物件	物件番号	1 ・ 2 ・ 3

※ 物件番号は「県有財産の一般競争入札説明書」の 1 ページ「入札一覧表」のうち入札に参加する番号に丸印を漏れなく記載してください。

担当者氏名	横浜 次郎	連絡先	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
責任者氏名	中 花子	連絡先	〇〇〇-〇〇〇-△△△△

※ 押印は不要です。「担当者」及び「責任者」の氏名・連絡先を明記してください。(同じ場合は「同上」と記載)

県有財産の一般競争入札（令和 7 年 12 月 1 日付け公告分）の一般競争入札に参加したく、申請します。

なお、次の事項については事実と相違ないことを誓約します。

- 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- 地方自治法第 238 条の 3 の規定に定められた公有財産に関する事務に従事する者でないこと
- 入札の参加に当たっては、入札説明書、県有財産売買契約書（案）及び物件調書の内容を承知した上で参加します。

(注)

- 複数の物件に参加を希望する場合は、この用紙をコピーし、1 件ごとに申請してください。
- 連名で入札の参加を申請する場合は、事前に別途お問い合わせください。

入札保証金返還請求書

令和〇年〇月〇日

神奈川県住宅営繕事務所長 殿

(申請者)

住 所 横浜市中区日本中通〇丁目〇-〇

氏 名 株式会社 神奈川商事
代表取締役 神奈川 太郎

担当者氏名 横浜 次郎 連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

責任者氏名 中 花子 連絡先 〇〇〇-〇〇〇-△△△△

※押印は不要です。「担当者」及び「責任者」の氏名・連絡先を明記してください。(同じ場合は「同上」と記載)

入札参加物件	物件番号 ① ・ 2 ・ 3
--------	----------------

※ 物件番号は「県有財産の一般競争入札説明書」の〇ページ「入札物件一覧表」のうち入札に参加する番号に丸印を漏れなく記載してください。

金〇,〇〇〇,〇〇〇円

県有財産の一般競争入札（令和7年12月1日付け公告分）の入札保証金として納付したので、下記振込先に振り込んでください。

振込先

預金通帳等を確認し、誤りがないように記載してください。

金融機関名	銀行・信用金庫 支店							
預金種別	普通 当座 その他（ ）							
口座番号 (右詰め)								
(フリガナ)								
口座名義人								

(注)

- 複数の物件に入札する場合は、この用紙をコピーして1件ごとに作成してください。
- 申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。

入札書

令和〇年〇月〇日

神奈川県住宅営繕事務所長 殿

(申請者)

住 所 横浜市中区日本中通〇丁目〇-〇

氏 名 株式会社 神奈川商事
代表取締役 神奈川 太郎

担当者氏名 横浜 次郎 連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
責任者氏名 中 花子 連絡先 〇〇〇-〇〇〇-△△△△

※押印は不要です。「担当者」及び「責任者」の氏名・連絡先を明記してください。(同じ場合は「同上」と記載)

物 件 番 号	金 額										
	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	一
① ・ 2 ・ 3		¥	1	2	3	4	5	6	0	0	0

※ 物件番号は「県有財産の一般競争入札説明書」の1ページ「入札物件一覧表」のうち入札に参加する番号に丸印を漏れなく記載してください。

県有財産の一般競争入札説明書（付け公告分）の記載内容を承知のうえ上記のとおり入札します。

(注)

- 必要事項は、ボールペン（消せるボールペンは不可）又は万年筆で記載し、記名のうえ、ご郵送ください。
- 入札金額は、入札書に右詰めで、算用数字で表示し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。また、金額については、訂正できません。
- 複数の物件に入札する場合は、この用紙をコピーして1件ごとに使用してください。
- 申請者が連名の場合は、事前に別途お問い合わせください。
- 事由のいかんにかかわらず提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。